

ケーブルプラス電話について

ケーブルプラス電話(重要)説明事項

2022.2.1

「お客様へお願い」

重要な書類です。お申込の際には、ケーブルプラス電話加入申込書・ご確認書及び本書面の記載事項をよくお読みください。
お客様の方で大事に保管いただきますよう宜しくお願い致します。

 **沖縄ケーブルネットワーク(株)**

Okinawa Cable Network Inc.
本社 〒900-0015 那覇市久茂地1-2-20 TEL.098-863-4141
中部センター 〒901-2202 宜野湾市普天間2-50-8 TEL.098-892-9292

(代理店届出番号:K1912255)

ケーブルプラス電話について

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

ません。

(1)サービス名称・[区分]

ケーブルプラス電話・[IP電話サービス]

(2)本サービスを提供する会社

KDDI株式会社

(3)お問い合わせ先

沖縄ケーブルネットワーク株式会社

お電話でのお問い合わせ ☎0120-98-4141

・サービスに関するお問い合わせ

(月)～(金)午前9:00～午後7:00(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

・接続・設定・故障

24時間受付

インターネット/メール等でお問い合わせ先

メール : support@nirai.ne.jp

(4)ご留意事項

①サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

●記載の内容は2021年12月1日現在の情報です。

②請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいた沖縄ケーブルネットワークから請求させていただきます。

ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

③他社料金についてのご注意

●他社料金(NTT東日本・NTT西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本・NTT西日本工事費につきましては、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④個人情報のお取り扱いについてのご注意

●KDDIが本サービスのお申込みの際に取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。

⑤au IDについて

●ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDI株式会社が払い出します。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDI株式会社の「au ID利用規約」によります。

⑥その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5)サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話等向け通話をご利用いただけます。

●現在お使いのNTT東日本・NTT西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用(以下、「番号ポータビリティ」といいます)いただけます。詳細については「(8)-1番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。

●「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。

●本サービスはISDNをご利用いただけません。

●停電時はご利用になれません(携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください)。

(6)契約・お申込みについて

●このお申込みによる契約は、KDDIのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。

●お申込みを受付した場合でもKDDIの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。

●110番、119番非常通報装置(注)は本サービスに接続できません。

(注)非常ボタン等を押すことにより110番(警察)、119番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。

●緊急通報等を行なう自動通報装置(電話機)(※)は機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、本サービスにお申込みいただけません。

※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。

●本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスをご利用いただけない場合があります。

●お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。

●お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはでき

(7)緊急通報(110/118/119)について

●「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8)電話番号の継続利用について

(8)-1.番号ポータビリティをご利用の場合

●NTT東日本・NTT西日本およびNTT東日本・NTT西日本以外の事業者(以下、「他社」といいます)から本サービスへの番号継続に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了(NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトおよび他社の電話サービスは解約)となり、現在ご利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT東日本・NTT西日本および他社への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客様からの手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移行に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。

※NTT加入電話、INSネット64からの番号継続の場合は休止工事費2,000円(税込2,200円)が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。

※他社からの番号継続の場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用(工事費など)が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。

●NTT東日本・NTT西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。

●NTT東日本・NTT西日本等の電話サービス等に関する契約者情報(本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無、提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの)をNTT東日本・NTT西日本等がKDDIに対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。

●番号継続についてNTT加入電話等の契約者(名義人)の同意を得た上でお申込みください。

●番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。

・NTT東日本・NTT西日本が契約者に提供する一般加入電話(電話サービス)およびISDN(総合デジタル通信サービス)であること。または、NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話およびISDNからの番号ポータビリティによりKDDIが別に定める他社サービスをご利用であること。

・現在ご利用者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと(ご利用場所が異なる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。

※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。

●共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号継続はお申込みできません。

●お申込み電話番号に付随する各種割引サービスをご利用の場合は定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行なってください。

●インターネット接続サービスと合わせてご利用の場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在ご利用のサービス提供会社へお問い合わせください。

●現在INS64をご利用中の場合、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)は本サービスではご利用いただけません。

●NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※他社からの番号継続の場合は休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)が送付されることはありません。

●NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。

●レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス(株)(連絡先:0120-255-805)へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機(黒電話・カラー電話機・プッシュホン)をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本(116)へ「買い取り」または「レンタル終了(NTTへの返却)」をご連絡ください。

(8)-2. ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの切替をご利用の場合

●ホーム電話/ホームプラス電話から本サービスへの番号継続に際し、ホーム電話/ホームプラス電話は解約となります。解約手続はKDDIが行いますので、お客様からの手続は必要ありません。

- auひかりちゅら電話サービスから本サービスへの番号継続に際し、auひかりちゅら電話サービスは自動解約となります。解約手続はKDDIが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- ※ auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申し込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申し込みが必要になります。
- ※ 付加サービスのうち「KDDI電話 auで着信確認」サービスのみ、ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスでの登録情報が自動的に引き継がれます。
- ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの番号継続は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること(ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります)。
 - ※ 番号継続が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

(9)本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます(詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください)。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
- ※ 「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません(詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください)。

通信機能・サービス	
ISDN G4 FAX通信/スーパー G3FAX通信 パケット通信	ユーザー間情報通知(UUI) オプティク通信サービス(電話回線を利用した自治体の防災放送等) ノーリング通信サービス(電気/ガス/水道等遠隔検針・制御) 信号監視通信サービス(セキュリティサービス等)
通話機能・サービス	
トリオホン でんわばん ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	マジックボックス・ボイスワープセレクト等 ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン(ドアホン)
電話番号に関する機能・サービス	
二重番号サービス i-ナンバー	代表組み ダイヤルイン
KDDI又は他社が提供する機能・サービス	
ADSLサービス マイラインサービス(マイライン・マイラインプラス) お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	BizFAX トーンダイヤル

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。
● 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	備考
モデム通信等 ガス・電気・水道等の遠隔検針セキュリティサービス ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問い合わせください。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。
※ FAXは概ねご利用いただけます。

(10)104番号案内および電話帳への掲載手続きについて

- 104番号案内と電話帳への番号掲載をご利用いただけます。
- ※ 電話帳はNTT-BJが発行するハローページおよびタウンページへの掲載となり、掲載者名はご契約者名となります。

(11)電話帳の配布について

- 電話帳の配布(有料)を希望される場合は、別途タウンページセンター(<https://www.ntt-tp.co.jp/>)へご連絡願います。

(12)ご利用料金

(12-1)料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた沖縄ケーブルネットワークから請求させていただきます。
- ※ 国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、沖縄ケーブル

ネットワークの定めるところによります。

- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料(月途中加入の場合)、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額(*)をご請求させていただきます。
- ※ 支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。
- 実際の請求時の消費税の計算方法は、沖縄ケーブルネットワークの定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に沖縄ケーブルネットワークが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは沖縄ケーブルネットワークにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(12)-2.月額利用料

a.基本料

基本料	1,330円(税込1,463円)
-----	------------------

b.その他料金

通話明細発行 ^(注1)	100円(税込110円)
------------------------	--------------

注1) 通話明細はKDDIよりご契約者に送付させていただきます。

(12)-3.通話料

種別	通話料	通話料(税込)	
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 「J:COM PHONEプラス」 「J:COM PHONE ひかり」 「J:COM PHONE」向け通話 ^(注1)	無	料	
国内加入電話 市内通話 県内市外通話 ^(注2) 向けて通話 県外通話 ^(注2)	8円/3分 15円/3分	8.8円/3分 16.5円/3分	
国際通話 ^(注3) ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛 9円(免税) / 1分 フィリピン宛 35円(免税) / 1分 中国宛 30円(免税) / 1分		
携帯電話向け通話 au宛 au以外宛	15.5円/1分 16円/1分	17.05円/1分 17.6円/1分	
IP電話向け通話	10円/3分	11円/3分	
衛星携帯電話(陸上用)宛	10円/23秒	11円/23秒	
特別番号への通話	時報	8円/3分 8.8円/3分	
	天気予報	市内・県内市外 8円/3分 県外 15円/3分	市内・県内市外 8.8円/3分 県外 16.5円/3分
	番号案内 ^(注5)	200円/案内	220円/案内
	電報	KDDIエボルバ・NTT東日本・NTT西日本料金 ^(注6)	
	災害用伝言ダイヤル	8円/1分	8.8円/1分
	行政1XXサービス(188・189)	NTTコミュニケーションズ設定料金	
ナビダイヤル(NTTコミュニケーションズ)	NTTコミュニケーションズ設定料金		
テレドーム(NTTコミュニケーションズ)	NTTコミュニケーションズ設定料金		

- 注1) 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」「J:COM PHONE」は株式会社ジュピターテレコムが提供する電話サービスです。
- 注2) 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。
- 注3) その他対地、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、KDDIのホームページ(<http://www.kddi.com/cable/index.html>)でご確認ください。
- 注4) 番号案内(104)はKDDIエボルバ番号案内サービスへ接続します。障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。
- 注5) KDDIエボルバの「でんぼっぽ」につながります。NTT東日本・NTT西日本の電報をご希望の場合、KDDIエボルバからの転送も可能です。

(12)-4.ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただきます。
※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則

6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。(ユニバーサルサービス料: <http://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料: https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

※なお、ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下URLをご参照下さい。(ユニバーサルサービス料に係るもの: <http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの: <https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>)

(12) 5. 手続きに関する料金

a. 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b. その他料金

番号変更	1手続きあたり2,000円(税込2,200円)
------	-------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(12) 6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300円(税込330円)
発信番号表示	400円(税込440円)
番号通知リクエスト ^{注1)}	200円(税込220円)
割込番号表示 ^{注2)}	100円(税込110円)
迷惑電話自動ブロック ^{注3)}	300円(税込330円)
着信転送 ^{注4)}	500円(税込550円)

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) 迷惑電話自動ブロックは、2022年2月16日にサービスを開始します。ご予約いただいた場合、2022年2月28日までに登録のうえ、別途契約内容のご案内を郵送します。

注4) My auからのお申し込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申し込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認ください。

(12) 7. 割引料金

① ケーブルプラス電話 auケータイセット割

概要	内容
概要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、基本料(定額利用料)より毎月100円(税込110円)を減額いたします。 ※その料金の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※ご利用のケーブルプラス電話とau携帯電話とをセットにした「auスマートバリュー」またはUQ mobileとをセットにした「自宅セット割インターネットコース」が適用されている場合、本割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更(*)があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、本割引の対象外となることがあります。 *携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注) au携帯電話およびUQ mobileには沖縄セルラーも含みます。また、auぶりペイド(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。
注意事項	・解約やキャンペーンの適用等により基本料(定額利用料)が100円(税込110円)に満たない場合は差額のご返金はいたしません。 ・「ケーブルプラス電話 auケータイセット割」の適用について沖縄ケーブルネットワークに通知されることについて、承諾していただきます。

② auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)

*auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

概要	内容
概要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話注)のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり 電話サービス ^(*) ・auひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス(KDDI-IP電話)・コミュファ光電話 ^(*) への国内通話 ② au携帯電話(auぶりペイド含む)への国内通話(グローバルパスポート対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります) (*1) 付加サービスの050電話サービスを含みます。

	※その料金の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更 ^(*) があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、本割引の対象外となることがあります。 (*2) 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注) au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、特に記載がある場合を除き、auぶりペイド(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります
注意事項	・本割引の適用について沖縄ケーブルネットワークに通知されることについて、承諾していただきます。

③ オプションお得バックについて

概要	内容
概要	あらかじめお申込みいただいたケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロックを同時にご利用いただく場合*、その付加サービス利用料の合計額1,300円(税込1,430円)を、690円(税込759円)に割引します(オプションお得バック)。 *オプションお得バックは、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料が発生する場合、自動で適用されます。

(13) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用の沖縄ケーブルネットワークが設置する宅内機器をKDDIが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態をご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用の沖縄ケーブルネットワークが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(14) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用の沖縄ケーブルネットワークお問い合わせ電話番号 0120-98-4141(月)～(金)午前9:00～午後7:00(土・日・祝日はおやすみとなっています。)へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず沖縄ケーブルネットワークへお申し出下さい。
- 宅内機器等については、沖縄ケーブルネットワークにて撤去工事を行いません。
- 番号ポータビリティにてご利用いただいていた本サービスの電話番号をNTT東日本・NTT西日本等で継続してご利用される場合は(以下、「他社への番号ポータビリティ」といいます)、NTT東日本・NTT西日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」をご申請ください。なお、KDDIより提供した電話番号を本サービスでご利用の場合、他社への番号ポータビリティはお申込みいただけません。
- 他社への番号ポータビリティの場合、NTT東日本・NTT西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。(ご申告いただいから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 他社への番号ポータビリティにあたり、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については各社にご確認ください。

(15) 本サービスの提供条件を説明する会社

沖縄ケーブルネットワーク株式会社
(代理店届出番号:K1912255)

【別表1】 接続可否

発着区分	種 別	ダイヤル	接続可否	説 明	備 考
電 話 を か け る 場 合	1XYの3桁番号サービス (一部4桁)	104	○	番号案内	KDDIエボルバにつながります。※NTT西日本の番号案内サービスにはつながりません。
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		112	×	共同加入者受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		114	×	話中調べ	話中調べは0077-7101にて承ります(相手先がNTT加入電話の場合に限る)
		115	○	電報受付	KDDIエボルバの「でんぼつほ」につながります。NTT東日本・NTT西日本の電報をご希望の場合、KDDIエボルバからの転送も可能です。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		121	×	クレジット通話サービス	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		125	×	でんわ会議	
		136	×	ナンバーアナウンス	
		141	×	でんわばん, 二重番号サービス	
		142	○	着信転送[KDDI付加サービス]	KDDIの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退[KDDI付加サービス]	KDDIの「迷惑電話撃退」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト, なりわけサービス	
		148	○	番号通知リクエスト[KDDI付加サービス]	KDDIの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		1540	○	KDDI電話 auで着信確認[KDDI付加サービス]	KDDIの「KDDI電話 auで着信確認」サービスの設定変更が可能です。
		159	×	空いたらお知らせ	
		161~167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
	188/189	○	行政1XYサービス		
	0A0から始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		020-	△	ポケベル等	東京テレメッセージ株式会社が提供する020番号を用いたサービス(D-FAX)のみ接続可能です
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-	○	PHS/携帯電話	
	080-/090-	○	携帯電話		
電 話 を か け る 場 合	0AB0の4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0170-	×	伝言ダイヤル	
		0180-	○	テレドーム	
		0190-	×	エンジェルライン/あんないジョーズ	
		0570-	○	ナビダイヤル/アクセスコール/アドコール (0570-300で始まる番号のみ)	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
			×	ナビアクセス 等	
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
	0990-	×	災害募金ダイヤル		
	00XYの事業者識別番号 (KDDI提供)	0077-0070-	○	各種サービス (フリーコール、DODサービス等)	
		0051-0053-1-0053-9-0055-0056-0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
0077-22-0077-80-0077-48-		○	KDDI DODサービスの一部		
0053-63-		×	KDDI DODサービスの一部		
0077-43-		×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、広域短縮		
0052-0053-53-		×	KDDI国際電話サービスの一部 国際料金通知、エコノミーホン		
00XY-		×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載のものは除く)	<ul style="list-style-type: none"> ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。 	
00XYの事業者識別番号 (他社提供)	0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6-着信課金サービス 0044国際着信課金サービス 0066国際国内着信課金サービス 0088フリーコール		
	#ダイヤル	#4桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
	他社サービスの着信	×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ、空いたらお知らせ等での着信	
			他社の着信者課金サービスの着信電話としての設定・登録		

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表2】 ご利用いただけない機能・サービス

機 能 ・ サ ー ビ ス		注 意 事 項 ・ 備 考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch（1回線）での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU,TA（ターミナルアダプタ）を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信（相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする）等のご利用いただけません。
	G4 FAX通信/スーパー G3FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知(UUI)	
	オフトーク通信サービス (電話回線を利用した自治体の防災放送等)	
通信機能・サービス	ノーリング通信サービス (電気/ガス/水道等遠隔検針・制御)	これらのサービスをご利用中、もしくはご不明な場合はお客様ご自身でサービス提供者(ガス会社、警備会社等)へご連絡ください。 利用の如何にかかわらず料金が発生する場合があります。
	信号監視通信サービス (セキュリティサービス等)	
通話機能・サービス	トリオホン	
	でんわばん	
	ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159	
	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	マジックボックス・ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	KDDIの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。	
電話番号に関する機能・サービス	二重番号サービス	
	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
KDDI又は他社が提供する機能・サービス	ADSLサービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	マイラインサービス (マイライン・マイラインプラス)	番号ポータビリティをお申込みの場合、自動的に解約になります。
	お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。 ※KDDIの電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。 ただし、たんぜんトークⅡ等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、当該番号を課金先とするKDDIカードの国際電話ご利用額に25%の割引を適用します。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	トーキングダイヤル	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT 西日本の付加サービス、割引サービス、フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL は自動的に解約となります。

※ B フレッツの課金先電話番号となっている電話番号を番号ポータビリティされる場合は、NTT 西日本から発行される B フレッツの請求は電話料金の請求とは別になります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話規約

第1条 (規約の適用)

この規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。))が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「契約約款」という。))と沖縄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」という。))の定める「ケーブルプラス電話規約」(以下「本規約」という。))を承諾し、KDDIにより提供されるケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」という。))を受ける者(以下「加入者」という。))と当社の間における設備の設置・保守及び料金の請求等に関する事項について適用されます。

第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 当社が別に定める事としている事項については、随時変更する事があります。
- 変更内容については、個別の通知及び説明に代え、当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとします。

第3条 (契約の成立)

加入者が本規約を承諾した上で、当社が別に定める加入申込書に必要事項を記入・押印して、当社に提出し、当社がこれを承諾したときに、電話サービスの申込み及び契約の成立とみなします。

- 当社は、前項の規定に係らず、次の場合は申込みを承諾しない事があります。
 - 電話サービスを提供するにあたり、設備の設置及び保守することが著しく困難なとき。
 - 申込みをした者が、料金その他の債務(本規約で規定される料金及び当社の他の規約等で生じた債務を含む。以下同じとします。))の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - その他、当社の業務の遂行上支障があると認められるとき。

第4条 (設備の設置)

当社は、第3条の規定による契約成立の後で、電話サービスを提供するのに必要な設備の設置及び保守の工事を行います。

- 前項の工事は、当社又は当社指定の業者が行うものとします。
- 終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。よって、終端装置の紛失、毀損等による損害については、加入者が当社に対して負うものとします。保安器から終端装置までの区間、及び終端装置から電話機までの区間は加入者の自営設備となります。
- 第1項の工事及び保守を行うにあたり、加入者はそれに必要な場所・電気等の提供をするものとします。
- 第1項の工事及び保守を行うにあたり、家主、管理人等の許認可が必要な場合は、加入者は事前にこれらの許認可を得ることに責任を持つものとします。
- 加入者は、当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し又は線索その他の導体を接続してはならないものとします。
- 加入者の自営端末設備又は自営電気通信設備の利用形態が、当社の終端装置又は電気通信回線に障害を与えるような利用形態、並びに他の者の利用に重大な支障を与える利用形態である事が判明した場合は、加入者は速やかに当該利用形態の改善を行なうものとします。

第5条 (設備の撤去)

当社は、契約の解除があった場合は、当社の設備を撤去します。

- 前項の工事は、当社又は当社指定の業者が行うものとします。
- 前項の撤去工事を行なうにあたり、家主、管理人等の許認可が必要な場合は、加入者は事前にこれらの許認可を得ることに責任を持つものとします。
- 設備の撤去に伴い、加入者が所有又は占有する土地、建物その他工作物の復旧に係る費用は、加入者が負担するものとします。

第6条 (工事費等)

加入者は、次の費用を当社に支払うものとします。

- 第4条に定める設備の設置工事及び保守に係る費用
- 第5条に定める設備の撤去工事に係る費用
- その他加入者の都合による設備又は終端装置等の変更に係る費用

第7条 (債権譲渡)

加入者は、KDDIの契約約款の規定により支払うべき料金その他の債務が、契約約款に基づきKDDIから当社に債権譲渡されること及び当社が加入者に当該債権を請求することを承諾したものとします。
この場合、当社及びKDDIは、契約者への個別の通知又は譲渡承認

の請求は省略するものとします。

第8条 (料金及び支払い)

加入者は、KDDIの契約約款に定められている料金その他の債務及び本規約に定められている工事費等について、当社が指定する方法及び当社が指定する期限までに、当社に支払いを行なうものとします。尚、支払いに要する手数料等は加入者負担とします。

- 加入者は、前項に定める支払金額を滞納した場合は、当社が行なう収納業務を収納代行会社に委託することを予め承諾するものとします。
- 加入者は、通話明細に関して、請求期間の制限及び有償提供の場合があることを承諾するものとします。

第9条 (消費税相当額の加算)

加入者がこの規約の規定により当社に対して支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

第10条 (利用の停止)

当社は、料金その他の債務の支払いがなされなかった場合、又は本規約に違反して当社の業務の遂行に支障を及ぼす行為があった場合に、KDDIに通知して、電話サービスの利用を停止する事があります。

- 当社は、電話サービスを停止するときは、予め加入者に停止することを通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
尚、加入者が登録した住所に郵送等の通知をもって、その通知を行なったものとみなします。
- 電話サービス以外の当社の別のサービス(当社のケーブルテレビ、インターネット接続サービスなどの、当社が有料で行なっている全てのサービスをいう。))を加入者が受けている場合に、当該別のサービスの規定により当該別のサービスが停止の状態となったときは、電話サービスも同時に停止します。
- 加入者は、利用停止の期間中でも定額利用料の支払いを要することを承諾したものとします。
- 加入者は、利用の停止の発生原因の解消に努め、再開の手続きを速やかに行なうものとします。

第11条 (一時中断)

加入者から当社に電話サービスの一時中断(そのケーブルプラス電話接続回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。))の請求があれば、6ヶ月を限度とした期間で一時中断を行なうことが出来ます。

- 加入者は、一時中断の期間中でも定額利用料の支払いを要することを承諾したものとします。
- 加入者は、一時中断の期限が過ぎる前に、再開の手続きを速やかに行なうものとします。

第12条 (加入者が行なう契約の解除)

加入者は、加入者の都合により契約を解除することが出来ます。この場合、当社所定の方法で当社まで通知していただくことになります。

- 前項の契約の解除に伴い、第5条(設備の撤去)及び第6条(工事費等)の適用が発生します。

第13条 (当社が行なう契約の解除)

当社は、次の場合には、KDDIを通じて本契約を解除する事ができるものとし、加入者はこれを承諾したものとします。この場合、加入者は契約の解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- 本規約の第7条に定められた支払うべき債務について、加入者が支払期日を経過しても支払いがなされないとき。
 - 契約の申込みにあたって、当社が記載不備、提出書類不備等の改善を指摘してもその事実が解消されないとき。
 - 加入者が、利用の停止又は一時中断の状態から通常の再開状態へ戻す手続きを怠ったとき。
 - 当社と加入者の間で本規約に定めるサービスとは別のサービス契約を締結している場合で、当該別のサービス契約に違反したことが理由で、当該別のサービスが契約の解除となったとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責に帰すべからず事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で電話サービスの継続が出来ないとき。
 - KDDIの契約約款又は本規約に違反した又は違反する恐れがあるとき。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 当社が契約の解除を行なう場合は、予め加入者に通知します。
尚、加入者が登録した住所に郵送等の通知をもって、その通知を

行なったものとみなします。

- 第1項の契約の解除があった場合、第5条(設備の撤去)及び第6条(工事費等)の適用が発生します。

第14条 (譲渡の不可)

加入者は、契約約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線及び終端装置の譲渡の請求を行なうことは出来ないものとします。この場合、加入者は、本規約に基づく当該電話サービスの契約を解除した上で、新たに電話サービスの申込みを行なうものとします。

第15条 (移転)

加入者は、契約約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線及び終端装置の移転の請求ができます。移転を希望する日の14日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとし、内容をKDDIへ申告し移転先での継続利用の可否について調査を依頼いたします。可能となった場合、所定の移転手続きを行います。移転に要する費用は加入者が負担するものとします。ただし、当社の施設設置区域に限り認めます。

不可となった場合、加入者は、本規約に基づく当該電話サービスの契約を解除した上で、新たに電話サービスの申込みを行なうものとします。

第16条 (サポート)

加入者が電話サービスを利用できない場合は、加入者の設備・利用形態に問題が無いことを確認の上、当社に対して申告していただきます。

- 前項の申告に基づき当社は、当社及びKDDIの設備の調査及び修復(以下「サポート」という。)の為の手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があることを、予め了解してもらいます。
- 前項のサポートは、当社又は当社指定の業者が行うものとします。
- サポートを行なうにあたり、加入者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを、当社が求めた場合はこれに協力するものとします。
- 第1項の申告にもかかわらず契約者の設備・利用形態に問題がある場合、又は第4項に定める加入者の協力が得られない場合、並びに当社又はKDDIの責に帰すことのできない事由によって電話サービスが利用できない場合には、当社はサポートの責を負いません。

第17条 (責任及び免責事項)

天災・事変・その他何らかの事由により電気通信設備に異常が発生した場合、又は設備の保守・修復等のために発生した場合の電話サービスの中止・不能に関して、加入者が当社に損害賠償の請求をすることは出来ないものとします。

- 本規約に定められた電話サービスの利用の停止・中止又は契約の解除があったことを原因として加入者が損害を被った場合でも、その損害賠償の請求を当社にすることは出来ないものとします。
- 当社の故意又は重大な過失により電話サービスを提供しなかった場合、前2項は適用しないものとする。
- 加入者が、電話サービスに係わることで第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 当社の故意又は過失により工事関連の損害を加入者に与えた場合は、当社は、当該損害について工事費を限度として賠償する責任を負います。

第18条 (個人情報)

当社は、加入者に係る情報(以下「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱います。

- 当社は、個人情報を本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。尚、業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社の業務を委託している者に情報提供する場合も含まれます。
- 当社は、「個人情報の保護に関する法律」の第23条(第三者提供の制限)において提供が認められている範囲内での警察機関等の第三者に個人情報を開示することがあります。
- 当社は、個々の加入者に有益と思われる当社のサービスの案内、又は当社のサービス向上等の目的とするアンケート調査又は案内等のために個人情報を利用する事があります。

第19条 (国内法への準拠)

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本規約に関する一切の紛争については那覇地方裁判所を管轄裁判所とします。

(付則:本規約は平成21年12月1日より施行します。)

クレジットカード支払いに関する特約

加入者が、クレジットカードを利用して支払う際の特約事項について、以下の通りと致します。

- 加入者は、加入者が支払うべき当社の提供するケーブルテレビジョンサービス・らいインターネットサービス・ケーブルプラス電話サービスに係わる費用・利用料を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。(但し、当社にて利用できるクレジットカードに限りです。)
- 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、加入者は、加入者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に加入者は、支払うものとします。
- 加入者は、当社に届出たクレジットカード会社に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡し、当社指定様式で届出るものとします。
- 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
- 平成24年4月1日より適用致します。